

さいたま市告示第1520号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和5年10月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定納付受託者

- (1) 名 称 三菱総研 DCS 株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都品川区東品川四丁目12番2号

2 指定をした日

令和5年10月2日

3 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所教育委員会事務局学校教育課高校教育係
- (2) 電話 048(829)1671

さいたま市役所教育委員会事務局学校教育部高校教育課高校教育係
告示期間の期限日（令和5年10月16日）まで